

福井県地域防災計画（本編） 改定案 新旧対照表

目次

本

編

1

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節～第2節（略） 第3節 計画の基本 第1～第4（略） 第5 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う県民運動の展開に努めるものとする。</p> <p>また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節～第15節（略） 第16節 避難対策計画 第1～第2（略） 第3 指定避難所</p> <p>（1）避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）避難所の備蓄</p> <p>市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）避難所の運営管理に必要な知識の普及</p> <p>市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節～第2節（略） 第3節 計画の基本 第1～第4（略） 第5 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う県民運動の展開に努めるものとする。</p> <p>また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第2章 災害予防計画 第1節～第15節（略） 第16節 避難対策計画 第1～第2（略） 第3 指定避難所</p> <p>（1）避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）避難所の備蓄</p> <p>市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>マスク、消毒液</u>、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）避難所の運営管理に必要な知識の普及</p> <p>市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4～第5（略）</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節～7節（略） 第8節 避難計画 第1～第2（略） 第3 避難場所および避難所の指定、開設等 （1）～（10）（略） （新規）</p> <p>第4～第10（略） 第9節～第39節（略）</p> <p>第4章（略）</p>	<p>第4～第5（略）</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節～7節（略） 第8節 避難計画 第1～第2（略） 第3 避難場所および避難所の指定、開設等 （1）～（10）（略） <u>（11）市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>第4～第10（略） 第9節～第39節（略）</p> <p>第4章（略）</p>